

介護サービスに関する事業 をご紹介します。

【高齢者福祉通院外出事業】

介護保険法に規定する介護保険の認定（要介護1以上）を受けられている概ね65歳以上の方で、車椅子・ストレッチャー等を使用しなければ移動が困難な方に、医療機関への通院の支援を行う事業です。

この支援を受けるためには、町に申請し、「外出支援事業利用証」の交付を受ける必要があります。また、利用時には、利用料がかかります。

【高齢者介護手当支給事業】

有田川町内に住所を有する年齢65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護3・4・5と認定された方（特別障害者手当の支給を受けることができない方は除く）を、在宅で介護している介護者（同町内に住所を有する）に対して、月2,000円の手当を支給する事業です。この事業には申請が必要です。

【老人紙おむつ支給事業】

介護保険法に規定する要介護1以上と認定され、常時失禁状態の方で在宅で介護を受けられている方に紙おむつ購入費を助成する事業です。

この事業には、申請が必要で、支給要件（所得要件等）があります。

各事業の詳細は、金屋庁舎長寿支援課介護保険班までお問い合わせください。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

水道

ペットボトル水（災害用備蓄水）の名称募集に、たくさんのご応募ありがとうございます。ありがとうございました。

応募作品の中から最終選考の候補作品を選出し、各庁舎の1階及びALEC（アレック）に掲示しています。この中から1作品を皆さまの投票により決定します。投票期間は、5月15日（水）～21日（火）です。投票にご協力よろしく願います。

手数料の変更について

水道の各種手続きの際にお支払いいただく手数料が次のとおり変更しました。

- 新規申込手数料（1回につき）
2,000円→1,000円
- 設計審査手数料（1回につき）
3,000円→2,000円
- 検査手数料（1回につき）
3,000円→2,000円
- 給水開始手数料（1回につき）
2,000円→1,000円
- 給水中止手数料（1回につき）
2,000円→無料
- 各種証明手数料（1件につき）
0円→200円

5月の水道料金のお支払い期限は、23日（木）です。口座振替のお客様は、預金残高の確認をお忘れなく！

問い合わせ／水道課

募集

登録調査員募集

有田川町では統計調査（国勢調査や農業センサスなど）で統計調査員として活動していただける方を募集しています。まずは統計調査員の仕事を希望する方から始め登録調査員として登録していただきます。その後こちらから統計調査実施の際に調査への従事について依頼しますので、統計調査員として活動していただきます。

- 登録資格
- ・20歳以上の方
- ・調査活動に従事でき、説明会・研修会に参加できる方
- ・有田川町内に居住し、調査活動が可能の方・警察・税務事務に従事していない方

●注意

ご登録いただいても、すぐに調査の依頼ができない場合がありますのでご了承ください。

問い合わせ／吉備庁舎総務課